

令和4年度三川町中小企業等事業継続支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰等によって経費増の影響を受け厳しい経営環境にある三川町内の中小企業等に対し、予算の範囲内で三川町中小企業等事業継続支援金（以下、「支援金」という。）を交付することに関し、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に事業所を有する別表第1に定める中小企業等
- (2) 町内事業所の令和4年4月、5月及び6月のいずれかの月の売上額が、令和元年から令和3年のいずれかの年の同月の売上額と比較して30%以上減少している者
- (3) 補助金の受給後も事業を継続する者

2 次の各号のいずれかに該当する者は交付の対象とならない。

- (1) 令和3年7月以降に町内において事業を開始した者
- (2) 系統出荷による収入を主とする個人農業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (4) 宗教活動または政治活動を主な目的とする事業を行っている者

(適用除外)

第3条 規則第6条の2第1項第4号の規定は適用しない。

(支援金の額等)

第4条 この支援金は、1事業所につき1度限り交付するものとし、その額は下記のとおりとする。

- (1) 法人 10万円
- (2) 個人事業主 5万円

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、令和4年10月31日までに支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 比較する各月の売上額を証する書類（確定申告書の写し及び売上台帳の写し等）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第14条に規定する実績報告書の提出は、省略することができるものとする。

(支援金の請求)

第7条 支援金の交付決定の通知を受けた者は、速やかに交付請求書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に交付決定者に対し、支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第9条 町長は、申請者が虚偽の申告等により支援金の交付を受けたときは、交付した支援金を返還させることができる。

(書類の保管)

第10条 支援金の交付を受けた者は、交付に係る証拠書類を、交付年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	業種・組織形態	資本金等の額	従業員数
①	製造業、建設業、運輸業、その他の業種 ※②から④以外の業種	3億円以下	300人以下
②	卸売業	1億円以下	100人以下
③	サービス業（ソフトウェア業、情報処理 サービス業、旅館業を除く。）	5,000万円以下	100人以下
④	小売業	5,000万円以下	50人以下

備考 資本金等の額、従業員数のいずれか一方が該当する場合対象（個人事業者を含む）。